

平成31年（ネ）第307号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

意見陳述書

2020年7月10日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 金 敏 寛

1 2020年に入って新型コロナウィルスが猛威を振るい、人命を救うべく、世界的規模で互いに支え合いながら協力していく姿勢が求められています。福岡高等裁判所が、本件訴訟の第4回期日を延期したのも、このような危機的意識や感染拡大を防止するという協力意識に基づくものといえます。

ところが、2020年3月、さいたま市は、幼稚園や保育所などの職員らにマスクを配布する中で、さいたま市大宮区にある埼玉朝鮮幼稚園にだけ、マスクを配布しないとしました。その理由は、「朝鮮学校が分類される各種学校は市の管轄ではないため、配布したマスクがどう使われるかを監査できない」というものです。その後、朝鮮幼稚園に通わせる保護者だけでなく、日本の方々による抗議により、さいたま市は朝鮮幼稚園にもマスクを配布することを決めました。

法的観点のみならず、人道的見地から容認できないとした埼玉県弁護士会の会長声明はもっともですが、法的観点ではない見地から、弁護士会に会長声明を発出させたさいたま市の対応には、憤りを超えてかける言葉も思いつきません。

2 コロナによる影響から経済的に困窮する大学生を支援すべく、日本政府は、緊急支援給付金を支給することを決めましたが、この制度からも、各種学校である朝鮮大学校に通う学生は給付の対象外とされています。朝鮮大学校は各種学校で

はあるものの、そこから多くの卒業生が、国公立の大学院や法科大学院に進学しているにもかかわらずです。

2019年10月から、いわゆる幼保無償化制度が始まりましたが、やはり、各種学校である朝鮮幼稚園は、無償化制度から除外されています。

民族教育の入口である朝鮮幼稚園を無償化制度から排除し、出口となる朝鮮大学校に対しても支援金の給付対象外とした日本政府の一貫した朝鮮学校対策には、正直お手上げといいたくなります。

新型コロナウィルスの影響から、全世界が危機的状況にあり、多くの人が経済的に困窮する中で、日本政府の朝鮮学校に対する一貫した排除政策は、何を目的として、何に向かっているのか、全く理解することができません。法的観点からも、日本政府の朝鮮学校排除政策は容認できるものではありませんが、せめて、このような危機的状況にある中では、朝鮮学校やその他の外国人学校に対しても、等しく取り扱って互いに協力しましょう、ということができないのかと残念な気持ちになります。

2020年6月2日、滋賀県の三日月知事は、コロナ禍にあっても、滋賀県の朝鮮学校に日本学校と同じくマスクや食糧を送ってくれただけでなく、朝鮮語で「ともに頑張りましょう」という直筆のメッセージまで送ってくれました。

また、2020年6月25日、神奈川県川崎市は、幼保無償化制度から除外されている朝鮮幼稚園を含む対象外施設について、支援や対象範囲の拡大を行うよう国に要請しました。市議会からは多文化共生の観点から朝鮮幼稚園の無償化を求める声が上がり、制度是正の要求は各方面から強まっており、日本政府も滋賀県知事や川崎市のような考えに至らないのかと、声を大にしていいたくなります。

3 なぜ、日本政府は朝鮮学校を様々な制度から排除するのでしょうか。それは、日本政府が朝鮮学校に通う子どものことを見ておらず、常に朝鮮学

校を治安対象として取り扱ってきたからだといえます。朝鮮学校と朝鮮共和国や朝鮮総聯との歴史的経緯からは、協力的関係にあることは明らかです。しかしながら、日本政府は、対朝鮮共和国や対朝鮮総聯との政治外交上の駆け引きにおいて、常に朝鮮学校とそこに通う子どもたちを人質とか思っていません。そこには、2歳に満たない幼児から、青春を謳歌する高校生や大学生がいるにもかかわらずです。

日本政府は、朝鮮共和国や朝鮮総聯はとにかく「悪」。だからこれと関係する朝鮮学校も「悪」。そのように考えているから、あらゆる制度から朝鮮学校を排除するのです。

4 本件高校無償化制度から、全国10校の朝鮮学校だけが排除されたのも、まさに、日本政府が朝鮮学校を「悪」と決めつけているからです。

2012年12月26日に第二次安倍内閣が発足したわずか2日後の12月28日、文部科学大臣に就任した下村博文は、「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総聯と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られない」という政治的な理由から、指定の根拠規定であった規則ハ号を削除すると明言するとともに、削除に必要な手続に踏み切りました。

高校無償化法が成立する前の予算段階において、朝鮮高校は制度の対象とされていましたし、検討会議や審査会での協議過程を経て、朝鮮高校を指定することを前提に留意事項が検討されていました。その間の議論や検討期間は2年以上にも及び、それまでの政権与党であった民主党は、朝鮮高校が「高等学校の課程に類する課程を有しているのかについて、教育上の観点から客観的に判断する」とした政府統一見解を貫いてきました。ところが、野党時代から一貫して「拉致問題」、「朝鮮総聯」を貫いてきた下村博文は、文科大臣に就任してたったの2日で、教育上の観点から客観的

に判断するという政府統一見解を廃止し、朝鮮高校を指定するのは、自民党を支持してくれる者の理解が得られないという理由で、根拠規定を削除することを決め、根拠規定を削除したことを理由として、人事や財政状況が全く異なる全国10校の朝鮮高校を、一律に高校無償化制度から排除しました。

このように、下村文科大臣が朝鮮高校を指定しなかったのは、政治的な理由からです。下村文科大臣自身がそのように明言しているわけですから、裁判所が政治的な理由ではないと忖度する必要は全くありません。教育上の観点から客観的に判断しないとも明言したわけですから、なおさらです。

5 下村文科大臣が政治的な理由で根拠規定である規則ハ号を削除したように、本件不指定処分も政治的な理由に基づくものなので、無償化法や憲法に反していることは明らかです。

このことは、本件不指定処分の理由を見れば分かります。本件不指定処分の理由は、「規則ハ号を削除したこと」と「本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった」というものです。

政治的な理由ではなく朝鮮高校に対して不指定処分をするのであれば、その理由は「本件規程13条適合性」だけで足りたはずです。わざわざ、根拠規定である規則ハ号を削除してまで、そのことを不指定処分の理由にしなくてよかったです。

政治的な意図があったとしても、本件規程13条をもって不指定処分としたうえで、将来にわたって朝鮮高校の申請を阻止するために、追って規則ハ号を削除すれば良かったのです。

そのようにしなかったのは、まさに本件不指定処分の理由が、規則ハ号削除だからです。本件不指定処分前の決済文書においても、その伺い文として「本件は、…ハの規定の削除に伴い、朝鮮高級学校を不指定とするも

のである」とされています（乙73）。

伺い文には、「本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった」ことに伴い不指定とするとは書かれておらず、規則ハ号削除に伴い不指定とすることが明確に記されています。

のことからも、本件不指定処分の理由が「規則ハ号削除」にあることは明らかで、規則ハ号が削除された理由は、下村文科大臣が明言しているように政治的な理由である以上、本件不指定処分が政治的な理由でなされたことも明らかです。

下村文科大臣は自らの政治信条を全うしたわけですが、これだと朝鮮学校側が訴訟提起した際に、裁判所による司法判断に耐えることができないことが明白だったために、文科省官僚が、裁判所を欺くかのように、本件規程13条不適合性の理由をとつてつけたにすぎません。

下村文科大臣自身が、規則ハ号を削除してこれを理由に朝鮮高校を不指定処分にすると明言したので、本件規程13条不適合性は本件不指定処分の理由ではなく、裁判所は文科省官僚に騙されず、また下村文科大臣に忖度することなく、規則ハ号削除やこれを理由とする本件不指定処分が政治的な理由でなされたのかについて、堂々と判断すべきです。

6 本件訴訟のみならず、幼保無償化制度や大学生に対する緊急支援給付金の対象から朝鮮学校だけが排除されているのは、日本政府が朝鮮学校をして、朝鮮共和国や朝鮮総聯との政治外交に利用しているからにほかなりません。日本政府の対応がそうであるから、朝鮮学校側においても学校やこれを中心とする在日朝鮮人社会に対する差別であるとか、大きな括りで差別政策に立ち向かわなければなりません。

しかしながら、決して見失ってはならないのは、朝鮮幼稚園や朝鮮学校には、そこに通う子どもたちがいるということです。日本で生まれた在日

朝鮮人は、異国之地で自身が何者であるかを知るために、朝鮮学校に通い学びます。朝鮮学校で学ぶ権利は、誰が侵害することも許されず、ましてや、朝鮮学校を政治のおもちゃのごとき扱う日本政府の対応は、現政府を支持する者が許したとしても、憲法や裁判所が許すはずがありません。

また、この訴訟で見失ってはならないのは、被控訴人の朝鮮高校に対する不指定処分こそが、朝鮮高校における教育内容に日本政府たる行政が介入するものであり、「不当な支配」にあたるということです。

本来、「不当な支配」をしてはならないとされている対象は、行政です。

歴史的な反省から、行政が教育に介入してはならないとされたにもかかわらず、今まさに、行政による教育への介入が始まろうとしています。高校無償化制度から朝鮮高校が排除され、幼保無償化制度から全ての外国人幼稚園が排除されたのは、単なる足がかりにすぎません。日本政府は過去の反省を省みず、外国人学校のみならず、日本人学校の教育に対しても堂々と介入してくると危機感を持たなければなりません。

行政の暴走を止めることができるのは司法権を担う裁判所しかありません。本件訴訟の裁判長である矢尾裁判官は、2009年3月12日、東京地方裁判所の裁判長として、議員らの政治的な信条に基づく行為は、学校の教育に介入・干渉するもので、教育の自主性をゆがめる危険があるとして、教育に対する不当な支配を許しませんでした。

矢尾裁判長は、2009年に続いて、本件無償化裁判においても、教育に対する不当な支配が許されても良いのかの判断を迫られています。

2009年と同じように、朝鮮学校での教育に対する日本政府の不当な支配を断罪してくれることを信じています。

さいごになりますが、本件訴訟の当事者の中には、提訴当時、輝かしい高校生活を犠牲にしてまでも、国という被控訴人を相手取って訴訟提起せ

ざるを得なかった未成年者らが含まれます。自身の力ではどうすることもできない事情によって無償化制度から排除され、国を相手に裁判せざるを得なかつた彼らを救済することができるは、裁判所しかありません。

控訴人らは、決して無茶な要求をしているのではなく、政治的な理由によって制度から排除され続けることが、本当に許されるのかと訴えているのです。二度と立ち上がらせまいと、朝鮮高校に対する根拠規定まで削除した日本政府の蛮行を野放しにすることはできないと訴えているのです。

2013年12月の提訴から、約7年にもわたって本件訴訟を続けていますが、ようやく、被控訴人による本件不指定処分の違法性が明らかになると信じています。控訴人らを支え続けてくれた控訴人ら代理人が、朝鮮学校のことを知り、本件不指定処分がいかに不当であるかを確信したように、裁判官も我々と同じ法律家として、本件不指定処分の不当性を明らかにしてくれると確信して、私の意見陳述とさせていただきます。

以上